

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
タイルカーペット張込役務	H-77	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 6年 4月 12日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	多賀城駐屯地業務隊

1 総則

適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊多賀城駐屯地内施設において、タイルカーペット張込（以下“張込”という。）役務について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務日時

- a) 実施日 調達要領指定書による。
- b) 作業時間 0900～1600を作業時間基準とするが、官側との調整による。

2.2 作業場所

陸上自衛隊多賀城駐屯地多賀城市丸山2-1-1 駐屯地内施設において実施する。張込の実施場所は、調達要領指定書による。なお、契約の相手方は、官側の施設において、指定の張替え実施場所以外に立ち入る必要が生じた場合は、契約担当官等に速やかに申し出て、指示を受けるものとする。

2.3 作業の概要

- a) 既存タイルカーペット剥し
- b) 新品タイルカーペット張込

2.4 部材

調達要領指定書による。

2.5 電力及び水の使用

官側の施設において電力及び水の使用を必要とする場合は、使用申請書を提出し許可を受けた後、使用するものとする。ただし、有料とする。

3 品質保証

3.1 試験

役務完了後、官側立会において完成検査を受けるものとする。

4 秘密保全等

- a) 駐屯地施設各箇所張込役務に関係する場所以外の駐屯地施設等の撮影を一切禁止とする。
- b) 張込役務による駐屯地入門は、官側から示された経路によるものとする。

5 その他の指示

- a) 特に記載指示のない事項であっても、技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施すること
- b) 軽微な変更は、本役務に含むものとし、金額の変更は行わないものとする。
- c) 不具合が発生した場合は、事前に契約担当官に申し出るものとする。
- d) この仕様書に疑義の生じた場合は、契約担当官と協議の上、その指示に従うものとする。
- e) 本役務に際し、駐屯地内の施設、器材等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約相手方の負担において原形に復旧するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	06H003
	調達要求番号	4NMD1AH0003
	調達要求年月日	令和6年 4月 12日
	作成部課	多賀城駐屯地業務隊補給科
	作成年月	令和6年 4月 12日
品名	タイルカーペット張込役務	
仕様書番号	H-77	

指定事項：1 整備実施場所は、陸上自衛隊多賀城駐屯地 多賀城市丸山2-1-1 4号隊舎（56号建物）2階 第119教育大隊長室（40㎡）を1箇所、1階 第341共通教育中隊長室、2階 最先任上級曹長室、第340共通教育中隊長室、3階 第304共通教育中隊長室（各20㎡）の4箇所とし、全部で5箇所とする。

2 作業工程は既存剥がし清掃後、タイルカーペットの張り込みを実施する。

3 この整備により発生した廃材等は、1階及び3階については各中隊長室前、2階については、中央フロアとし官側で処分する。

4 期間は6月6日（木）～7日（金）とするも官側との調整による。

5 使用部材は、表1のとおり。なお、部材は官側で準備する。

表1-使用部材

品名	サイズ	色名	数量
ECOS LP-2000N	0.50M×0.50M	LP2095N	600枚